

はじまります！

スマホ用電子証明書搭載サービス

2023年5月11日より まずはAndroidから！



- あなたのマイナンバーカードのICチップに格納されている署名用電子証明書を使って、あなたのスマホに、新たにスマホ用電子証明書を搭載するサービスです。
- マイナンバーカードなしで、スマホだけで、様々なサービスの利用や申込ができるようになります。

※搭載できる
スマホ一覧はこちら



- これまでマイナンバーカードの電子証明書を使わないと受けられなかったサービスが、順次、あなたのスマホだけで利用できるようになります。

こんなことがあなたのスマホだけでできちゃう！

① マイナポータル利用 (5月11日より)

オンライン申請ができる！

自己情報が閲覧できる！

お知らせが届く！



子育て支援



引っ越し
(2023年7月頃より)



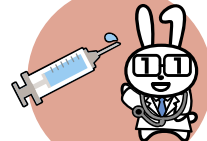
確定申告
(2024年度より)



薬剤・健診情報



母子健康手帳



予防接種

② 各種民間オンラインサービスの 申込・利用 (5月11日より順次対応予定)

③ コンビニ交付サービスの 利用 (2023年対応予定)

④ 健康保険証としての 利用 (2024年度対応予定)



銀行・証券
口座開設



携帯電話の
契約



キャッシュレス
決済申込



〇△病院受付

他にも、順次、さまざまなサービス利用ができるようになります！

お申し込みはカンタン！

STEP 1

お手元に
・マイナンバーカード
・マイナンバーカードの署名
用電子証明書のパスワード
(6桁～16桁の英数字)
・マイナンバーカード読取に
対応したスマートフォン
をご用意ください。



STEP 2

・あなたのスマホに、マイナポータルア
プリをダウンロードし、起動して下さい。

マイナポータルとは？

マイナポータルとは、子育てや介護をはじめと
する行政手続の検索やオンライン申請がワン
ストップでできたり、行政からのお知らせを受
け取ることができる自分専用のサイトです。

<https://myna.go.jp>



STEP 3

・あなたのスマホがスマホ用電子証明書
の搭載に対応していた場合、申し込みが
できる旨が表示されます。画面の指示に
従い、お申し込みに進んでください。

※搭載に対応していない場合は表示されません。マ
イナンバーカードを利用し、マイナポータルはじめ
各種サービスをご利用ください。

マイナポータルアプリでスマホ用電子証明書を登録している方へ

スマホ用電子証明書の 失効手続・一時利用停止 のお願い

スマートフォンの利用をやめるときは、**ご利用者様ご自身による**
スマホ用電子証明書の失効手続または一時利用停止が必要です。

※法律によりご自身で失効手続を行うことが義務付けられています。販売店舗などのスタッフの方が代行することはできません。

失効手続が必要なとき

スマートフォンを
下取・買取
に出すとき



スマートフォンを
回収・廃棄
してもらうとき



スマートフォンを
修理
に出すとき



マイナポータルアプリから手続



失効手続の手順

それまで利用していたスマートフォンで**マイナポータルアプリ**を開き、
失効手続を行ってください。スマホ用電子証明書が無効になります。

パスワード忘れや
端末操作ができない場合は
マイナンバー総合フリーダイヤル
に対処方法をお問い合わせ
ください



マイナポータル
アプリの
操作マニュアルは
こちら



再度スマホ用電子証明書を利用する場合は、マイナポータルアプリから利用手続を行ってください。

一時利用停止が必要なとき

スマートフォンを
紛失
したとき



スマートフォンが
盗難
にあったとき



一時利用停止の手順

マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、スマホ用電子証明書の一時利用停止をしてください。

一時的にスマホ用電子証明書が無効になります。

一時利用停止後、スマートフォンが手元に戻ってこない場合には、マイナポータルアプリの操作マニュアルをご参照いただき、失効手続を行ってください。

デジタル庁

スマホ用電子証明書について不明点がある場合、販売店舗などのスタッフの方では対応できませんので、
マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください。

マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイ ナン バー
0120-95-0178

平日 9:30 ~ 20:00
土日祝 9:30 ~ 17:30

〈メニュー番号〉一時利用停止について▶② / その他失効手続等のお問合せについて▶④

スマートフォンの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。